

## 給水装置工事主任技術者が行う工事の点検表

[水道法第25条の4第3項]に基づき、給水装置工事主任技術者は、適正な検査を実施しなければならない

|             |      |     |                               |
|-------------|------|-----|-------------------------------|
| 点検日         | 工事場所 | 申請者 | 点検を行った給水装置工事主任技術者             |
| 令和 年<br>月 日 | 生駒市  |     | 免状番号 第 _____ 号<br>氏 名 _____ 印 |

### 書類検査

| 検査項目             | 検査の内容  | 確認 ○ |
|------------------|--|------|
| 位置図              | 工事場所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されている。<br>工事場所が明記されている。                                      |      |
| 平面図<br>及び<br>立体図 | 方位が記入されている。  |      |
|                  | 建物の位置、構造がわかりやすく記入されている。  |      |
|                  | 隣接家屋の境界等が記入されている。  |      |
|                  | 止水栓・水道メーターの位置及び分岐部のオフセットが記入されている。  |      |
|                  | 平面図と立体図が整合している。  |      |
|                  | 隠ぺいされた配管部分が明記されている。  |      |
|                  | 各部分の材料、口径及び延長が記入されている。   |      |
|                  | 給水管及び給水用具は、性能基準適合品を使用している。<br>構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられている。<br>水の汚染・逆流・凍結防止等の対策が明記されている。 |      |

### 現地検査

| 検査種別及び検査項目                     | 検査の内容                                      | 確認 ○   |                                   |                                   |
|--------------------------------|--|--|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 屋外の<br>検査                      | 道路復旧<br>オフセット                              | 掘削跡復旧(仮復旧・本復旧)の状態。(道路掘削を伴った場合)<br>止水栓等の位置が正確に測定されている。  |                                   |                                   |
|                                | 水道メーター<br>直結止水栓                            | 水道メーターは、逆付け・片寄りがなく、水平に取付けられている。<br>水道メーターの検針、取替に支障がない。   |                                   |                                   |
|                                |  | 直結止水栓の操作に支障がない。<br>直結止水栓は、逆付け及び傾きがない。  |                                   |                                   |
|                                | 埋設深さ                                       | 所定の深さが確保されている。   |                                   |                                   |
|                                | 管延長  | しゅん工図面と整合している。   |                                   |                                   |
|                                | ボックス類                                      | 傾きがない。   |                                   |                                   |
|                                | 止水栓等                                       | スピンドルの位置がボックスの中心にある。   |                                   |                                   |
| 屋内の<br>検査                      | 配管   | 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直結されていない。<br>口径・経路・構造等が適切である。<br>延長、給水用具等の位置がしゅん工図面と整合している。<br>水の汚染・凍結等を防止するための適切な措置がとられている。<br>逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間等が確保されている。<br>クロスコネクションとなっていない。 |                                   |                                   |
|                                |  | 接合種  | 適切な接合が行われている。<br>性能基準適合品が使用されている。 |                                   |
|                                |  | 給水用具   | 給水用具<br>接続                        | 性能基準適合品が使用されている。<br>適切な接続が行われている。 |
| 受水槽                            |  | 吐水口空間  | 吐水口と越流面との位置関係は適切である等適正な設置がされている。  |                                   |
| 機能検査                           | 各給水用具はメーターを経由している。<br>給水用具の吐水量及び動作状態の確認    |  |                                   |                                   |
| 耐圧試験                           | 水圧テストポンプで、1.75MPaまで加圧、1分間以上保持し、漏水のないことを確認。 |  |                                   |                                   |
| 水質の確認<br>分岐立会時、一般用竣工検査時に確認すること | 項 目  | 判 定  | 確認 ○                              |                                   |
|                                | 残留塩素(遊離)                                   | 分岐立会時 濃度(mg/l)を記入【確認日 月 日】   |                                   |                                   |
|                                |  | 一般用竣工検査時 濃度(mg/l)を記入   |                                   |                                   |
|                                | 臭 気  | 観察により異常でない   |                                   |                                   |
|                                | 味  | 観察により異常でない   |                                   |                                   |
| 色                              | 観察により異常でない                                 |  |                                   |                                   |
| 濁り                             | 観察により異常でない                                 |  |                                   |                                   |

注. 一般用竣工検査時の残留塩素濃度等の水質の確認は、上下水道部の竣工検査員と立会の上、当該工事に選任された給水装置工事主任技術者が行うこと。